

## (6) 山形県空手道連盟強化委員会規程

### 第1章 総則

(設置)

第1条 山形県空手道連盟規約第30条第2項の規定に基づき、理事総会の附属機関として、強化委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、選手強化に努め競技力の向上に寄与することとする。

### 第2章 事業

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し理事総会の了承を得てこれを処理する。

- (1) 練習会及び選手強化学業の開催
- (2) 県代表候補選手の選考、監督及び引率
- (3) アンチ・ドーピング活動をはじめとした選手の意識啓発に関すること
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項

### 第3章 構成及び職務

(委員会の構成)

第4条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- (3) 委員若干名
- (4) 事務長1名

(委員の選出)

第5条 委員は、選手強化についての豊富な知識と卓越した技術を備え、優れた者の中から選出し、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長の選出)

第6条 委員長は理事長の推薦で理事総会の承認により選出し、副委員長は委員の互選で選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第4章 会議

(委員会の招集)

第9条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 補則

(理事総会への報告)

第10条 委員会の決定事項は、理事総会に報告しその議決をもって効力を発する。但し、軽易な事項及び緊急を要する事項については、理事総会に替えて執行理事会をもってすることができる。なお、この場合においては直近の理事総会に対して報告するものとする。

- 2 委員会は11月までの領収書を添付した収支決算と、12月の見込みそして次年度の計画について、12月上旬迄に事務局に対し報告するものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事総会の議決を経て行う。

付則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。